

金融 第 3 0 9 号
令和 8 年 1 月 1 6 日

各金融機関本(母)店の長 様

埼玉県産業労働部金融課長
井澤 清典 (公印省略)

埼玉県中小企業制度融資の貸付残高（令和 7 年度後期）について（照会）

県制度融資の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 7 年度後期分の利子補給金の交付に当たり、対象となる資金の残高等について、各支店分を取りまとめの上、下記のとおり御回答くださいますようお願いします。

なお、詳細については、別紙記入要領を御覧ください。

記

1 対象資金

以下の 2 資金のうち、信用保証協会の保証が付されていないもの。

(1) 産業創造資金（産業立地貸付）※旧産業立地資金

(2) 事業資金（短期貸付）

2 回答様式

(1) 埼玉県中小企業制度融資貸付残高報告書（様式 3 9）（産業創造資金（産業立地貸付））

(2) 埼玉県中小企業制度融資貸付残高報告書（様式 3 9）（事業資金（短期貸付））

※（2）については、「埼玉県中小企業制度融資申込書（様式 1）」写しを添付すること。また、備考欄に償還方法（一括・元金均等）を記載すること。

3 回答期限

令和 8 年 3 月 4 日（水）必着

4 回答方法

メール、FAX、簡易書留又は持参

※『全店該当なし』の場合も、その旨報告書に記載しメール又はFAXによる回答をお願いします。

<お問い合わせ・提出先>

〒 3 3 0 - 9 3 0 1

さいたま市浦和区高砂 3 - 1 5 - 1

埼玉県産業労働部金融課 企画・制度融資担当

電話 0 4 8 - 8 3 0 - 3 8 0 3 (直通)

FAX 0 4 8 - 8 3 0 - 4 8 1 4

E-Mail a3790-04@pref.saitama.lg.jp